

配偶者の出産及び育児に関わる休暇等の制度について

○男性職員が利用できる出産・育児に関わる休暇等の制度

										参照する規則等＊	
配偶者：母子健康手帳受領										常勤職員 (契約職員)	
出産 生後1年 生後1年6月 3歳 小学校入学 中学校入学 15歳となる年度末										時間契約職員	
										＊	
										勤21条1項九号	
										時契36条1項十二号	
										勤21条1項十号	
										時契36条1項十三号	
										勤21条1項八号	
										時契36条2項一号	
										勤21条1項十一号	
										時契36条2項五号	
										育2条ほか (契45条ほか)	
										時契37条	
										育2条の3 (契45条2項)	
										時契37条2項	
										育11条ほか	
										－	
										育16条一号 (契47条)	
										時契39条	
										勤6条 (契約職員を除く)	
										－	
										勤4条2項 (契約職員を除く)	
										－	
										勤11条2項 勤12条2項 (契34条3項)	
										時契34条3項 育児16条	

入院日		2週間							
配偶者出産休暇 (3日)									
育児参加休暇 (5日)									
保育時間				配偶者が取得した保 育時間を差し引いた 時間内					
看護休暇									
育児休業				3歳となる 年度末					
子の出生 後8週間 以内の育 児休業		出生か ら57日 間以内							
育児短時間勤務									
育児時間等									
育児を行う職員の早出遅出勤務									
休憩時間の短縮									
育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限									

＊ 参照する規則等

- 契 国立大学法人岩手大学契約職員就業規則
- 時契 国立大学法人岩手大学時間契約職員就業規則
- 勤 国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則
- 育 国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則
- 育児 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- － 定めなし